

川崎市動物愛護関連事業への寄附に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市の動物愛護関連事業に対して、個人又は企業その他団体から寄せられる寄附の受納に関する事務について、必要な事項を定める。

(寄附の手続き等)

第2条 寄附の手続き等は、次のいずれかによる。

- (1) 個人からのふるさと寄附金制度による寄附
- (2) 振込用口座利用による寄附
- (3) その他の方法による寄附

(寄附金品等の使途)

第3条 受納した寄附金品等は、次に掲げる事業の実施に活用する。

- (1) 犬猫等の動物の収容や譲渡事業
- (2) 負傷動物の治療や犬猫の不妊去勢推進事業
- (3) 犬猫等の動物の適正飼育啓発事業
- (4) その他動物愛護関連事業

(受領書)

第4条 寄附金品等を受納した場合は、寄附受領書（第1号様式）を寄附者へ交付する。
ただし、寄附者の住所及び氏名等が判明しない場合については、この限りではない。

(寄附者への謝意)

第5条 寄附者への謝意については、市長名の礼状により行うことができる。

2 次に掲げる場合は、感謝状を贈呈することができる。

- (1) 1回の寄附金品等の金額又は価格が100,000円以上の場合
- (2) その他健康福祉局長が必要と認めた場合

3 礼状及び感謝状を贈呈する場合は、その都度行う。なお、感謝状は、必要に応じて市長から贈呈する。

(報告)

第6条 受納後の処理経過、結果等について、寄附金品等を使用又は管理する所属の所属長（以下「寄附金品等を使用等する所属長」という。）が受納の翌月末までに寄附報告書（第2号様式）を健康福祉局長に提出し、報告する。

(寄附金品等の管理)

第7条 受納した寄附金品等の管理は、川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号）、

川崎市金銭会計規則（昭和 3 9 年川崎市規則第 3 1 号）及び川崎市物品会計規則（昭和 3 9 年川崎市規則第 3 2 号）に基づき行う。

（事務）

第 8 条 受納にかかる事務は、原則として寄附金品等を使用等する所属長が行う。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、受納に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

住所

(団体名)

氏名

様

川崎市長名

寄附受領書

いただきました寄付につきまして、ありがたく受領いたしました。

1 寄附金品等の種類

2 金額または数量

3 受納日

年 月 日

(
電話

担当)

(第2号様式)

健康福祉局長 様

平成 年 月 日

所管課長

寄 附 受 納 報 告 書

次のとおり、年 月に寄附を受領しましたので報告いたします。

[illegible]